

# 国際イルカ・クジラ教育リサーチセンター 定 款

## 第1章 総 則

### (名 称)

- 第1条 この団体は、国際イルカ・クジラ教育リサーチセンター  
(略称 アイサーチ・ジャパン) という。  
※英文標記 International Cetacean Education Research Center  
(略称 I. C. E. R. C Japan)

### (事務所)

- 第2条 この団体は、事務所を神奈川県川崎市に置く。

### (目 的)

- 第3条 この団体は、イルカ・クジラ・自然に関心を持つ人々に対して、調査・研究と教育に関する事業を行うことによって、人々のイルカ・クジラ・自然への関心を高め、理解を深めることを図り、もって人類とイルカ・クジラ・自然との共生に寄与することを目的とする。

### (活動の種類)

- 第4条 この団体は、前条の目的を達成するため、次の種類の活動を行う。  
(1) イルカ・クジラと私たちを取り巻く環境の保全を図る活動  
(2) 前号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業の種類)

- 第5条 この団体は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
(1) イルカ・クジラならびにイルカ・クジラ・ウォッチングに関する調査・研究事業  
(2) イルカ・クジラならびにイルカ・クジラ・ウォッチングに関する教育・啓発事業  
(3) イルカ・クジラ研究ならびにイルカ・クジラ・ウォッチング関連団体の活動に関する連絡、助言、援助事業  
(4) 自然環境に配慮した商品の企画・販売

## 第2章 会 員

### (種 別)

- 第6条 この団体の会員は、次の2種とする。  
(1) 一般会員 この団体の目的に賛同して入会した個人及び法人・団体  
(2) 賛助会員 この団体の目的に賛同し、その事業を賛助するために入会した個人及び法人・団体

### (入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表が別に定める入会申込書により、代表に申し込むものとする。
- 3 代表は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 代表は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (会費)

第8条 会員は、毎年一回、別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会費の額は総会で定めるものとする。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 定められた期日から3ヶ月以上、会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款または規則に違反したとき。
  - (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - (3) この団体に所属する会員、または関連する団体、事業者、研究者等の名誉を傷つけ、又はそれぞれの活動を妨害する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

#### (拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

## 第3章 役員

#### (種別及び定数)

第13条 この団体に、役員として、理事3人以上を置く。

- 2 理事のうち1人を代表、2人を副代表とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

#### (選任等)

第14条 理事は、総会において選任する。

- 2 代表及び副代表は、理事の互選とする。

#### (職務)

第15条 代表は、この団体を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。

#### (任期等)

第16条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第17条 理事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

#### (報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

## 第4章 会議

#### (種別)

第20条 この団体の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

#### (総会の構成)

第21条 総会は、会員をもって構成する。

#### (総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第46条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

#### (総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
  - (2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

#### (総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表が招集する。

- 2 代表は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

#### (総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

#### (総会の定足数)

第26条 総会は、会員総数の10分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

#### (総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (総会での表決権等)

第28条 各会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

#### (総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

#### (理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

#### (理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の作成ならびにその変更
- (2) 事業報告及び決算の承認
- (3) 事務局の組織及び運営
- (4) 総会に付議すべき事項
- (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

#### (理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

#### (理事会の招集)

第33条 理事会は、代表が招集する。

- 2 代表は、前条第2号の場合にはその日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

#### (理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表がこれにあたる。

#### (理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### (理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

## 第5章 資産

### (構成)

第38条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

### (管理)

第39条 この団体の資産は、代表が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

## 第6章 会計

### (事業年度)

第40条 この団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び予算)

第41条 この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに代表が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### (予備費)

第43条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

### (予算の追加及び更正)

第44条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

### (事業報告及び決算)

第45条 この団体の事業報告書及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

### (臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第47条 この団体が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の4分の3以上

の多数による議決を経なければならない。

#### (解散)

第48条 この団体は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産
- 2 前項第1号の事由によりこの団体が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

#### (残余財産の帰属)

第49条 この団体が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において議決した特定非営利活動法人又は社団法人もしくは財団法人に譲渡するものとする。

#### (合併)

第50条 この団体が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

## 第8章 事務局

#### (事務局の設置)

第51条 この団体に、この団体の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

#### (職員の任免)

第52条 事務局長及び職員の任免は、代表が行う。

#### (組織及び運営)

第53条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

## 第9章 雑則

#### (細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表がこれを定める。

この定款の記載内容が正しいことを証明します。

平成30年4月1日

代表 相良 菜央